

滋ワ第307号

令和4年(2022年)10月27日

職域追加接種を実施する企業・団体等の長様

滋賀県健康医療福祉部ワクチン接種推進室長

[公印省略]

令和4年度滋賀県新型コロナワクチン職域接種支援事業費補助金交付要綱の
改正および同事業の実施について（通知）

職域追加接種を実施される企業等におかれましては、新型コロナワクチン接種の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、令和4年秋に実施されるオミクロン株に対応した新型コロナワクチンに係る職域追加接種においても、職域接種推進のための支援事業を継続することとなったため、添付のとおり標記補助金交付要綱を改正しましたので、当該補助金を活用される場合は、同交付要綱に沿って申請いただきますようお願いします。

記

1. 補助の対象

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンに係る職域追加接種のうち、外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、次の条件に該当するもの（詳細は交付要綱を確認すること）。

- (1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

2. 交付申請期日

令和4年12月27日（火）17時

滋賀県健康医療福祉部

ワクチン接種推進室総務係 山田

TEL：077-528-3690

e-mail：coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

【申請にあたっての留意事項】

- ・令和4年10月以降に実施されるオミクロン株対応ワクチンによる職域追加接種について、申請ください。
- ・申請書が届き次第、審査のうえ交付決定を行います。
- ・交付申請期日までに職域追加接種が完了していない場合、対象経費や接種回数については概算で計上してください。（交付申請後に増額変更することはできません。）
- ・職域接種に併せて住民接種を実施される場合は、経費の切り分けや按分が必要となりますのでご注意ください。（該当される場合は前もってご相談ください）